

令和4年4月1日

日本貸金業協会

成年年齢引下げに伴い「若年者金融トラブルホットライン」を開設しました。

民法の改正により、令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、親の同意を得ることなく、有効な貸付けの契約を締結できるようになりました。

当協会としては、監督当局とも連携しながら、協会員への指導・監査を通じて、当該規制の遵守状況を確認していくこと等により、若年者が過大な債務を負うような事態が生じないよう、全力で取り組んでまいります。

貸金業相談・紛争解決センターでは、懸念される若年者層の金融に係るトラブルに対応するため専任の相談員を配置した「若年者金融トラブルホットライン」を開設しております。

相談例

『情報商材・マルチ商法・暗号資産等』

- 投資(購入)すれば「必ず儲かる」と言われましたが信用できますか。

『ヤミ金融等』

- ネットでお金を貸してくれるという案内が来ました。利用しても大丈夫ですか。
- 正しい貸金業者を見分ける方法を教えてください。

『返済困難』

- 借りたお金が返せなくなってしまった。返済が苦しい。

『融資関連』

- 説明を受けたが契約書の意味が良く分からない。

『貸付自粛関連』

- 親が子供の借り入れを止めることはできますか。
- ついついお金を借りすぎてしまう。

若年者金融トラブルホットライン

「03-6277-2355」

その他キャッシングに関するご相談

ナビダイヤル「0570-051-051」

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝休日・12月29日～1月4日を除く）

日本貸金業協会

貸金業相談・紛争解決センター